

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について

意見募集期間

令和3年（2021年）

令和3年（2021年）

5月10日（月） ～ 6月1日（火）

お問い合わせ先：横須賀市資源循環部資源循環政策課
電話046-822-8419（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続きについて

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続きをいたします。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和3年（2021年）5月10日（月）から6月1日（火）まで
- 2 あて先 資源循環部 資源循環政策課
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりません。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - （1）市内在勤の場合：勤務先名・所在地
 - （2）市内在学の場合：学校名・所在地
 - （3）市内に納税義務のある場合：納税義務があることを証する事項
 - （4）当該意見募集案件に利害関係を有する場合：利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - （1）直接持ち込み
 - ・ 資源循環部資源循環政策課（横須賀市役所1号館5階）
 - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階）
 - ・ 各行政センター
 - （2）郵送
〒238-8550
横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 資源循環部資源循環政策課
 - （3）ファクシミリ
046-824-5630
 - （4）電子メール
lege-le@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答いたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、とりまとめて公表いたします。

横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）の概要

1 計画策定の概要

（1）策定の根拠

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、本市の一般廃棄物処理の基本方針として策定するものです。

（2）計画の期間

令和4年度から令和11年度までの8年間です。

（3）計画の策定方法

横須賀市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、資源循環部内のワーキングチームを設置し、計画内容を検討しました。

2 計画の構成

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 本市の概況（人口・世帯数）

第2章 本市のごみ処理の現状と課題

- 1 ごみ処理実績
- 2 ごみ処理フロー
- 3 広域化による処理
- 4 施設の概要
- 5 前計画の評価
- 6 ごみ処理の課題

第3章 計画の基本事項

- 1 基本理念と基本方針
- 2 計画期間
- 3 ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の分類
- 4 ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の展開
- 5 基本理念からつながる施策の体系
- 6 市民・事業者・市の役割
- 7 ごみの適正な処理に関する事項
- 8 ごみ処理施設の管理

第4章 計画のマネジメント

- 1 ごみ処理の数値目標
- 2 進行管理

第5章 緊急時の対応

- 1 災害廃棄物への対応
- 2 新型コロナウイルス等感染症対策への対応

3 今後のスケジュール

令和3年8月 横須賀市廃棄物減量等推進審議会から市長への計画案の
答申

令和4年3月 議会報告・計画発表

横須賀市
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（案）

令和4年（2022年）3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 本市の概況（人口・世帯数） 3

第2章 本市のごみ処理の現状と課題

- 1 ごみ処理実績 5
- 2 ごみ処理フロー 9
- 3 広域化による処理 10
- 4 施設の概要 11
- 5 前計画の評価 14
- 6 ごみ処理の課題 15



第3章 計画の基本事項

1	基本理念と基本方針	16
2	計画期間	19
3	ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の分類	19
4	ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の展開	20
5	基本理念からつながる施策の体系	27
6	市民・事業者・市の役割	28
7	ごみの適正な処理に関する事項	30
8	ごみ処理施設の管理	35

第4章 計画のマネジメント

1	ごみ処理の数値目標	36
2	進行管理	37

第5章 緊急時の対応

1	災害廃棄物への対応	38
2	新型コロナウイルス等感染症対策への対応	45

1 計画策定の背景

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

昭和63年3月に策定し、その後随時改定を行い、このたび三浦市とのごみ処理広域化、横須賀ごみ処理施設の稼働を主な目標とした前計画が終わりを迎えたため、内容を見直し策定しました。

本市では高齢化が進み、また近年多発する自然災害への不安が高まり、廃棄物行政において高齢者等支援や災害廃棄物への対応などに影響を及ぼしています。

本計画では廃棄物の課題や処理について市民、事業者、市が「自分ごと」として捉え、互いに連携し、廃棄物の減量化、資源化、適切な処理を行い循環型社会の実現をめざしていきます。

2 計画の位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」及び「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第6条」の規定に基づき策定するものです。

この計画は国および神奈川県 の法令や計画、横須賀市全体の計画と関連し結びついています。

「横須賀市」としての基本構想・基本計画があり、この総合計画の分野別計画に位置する横須賀市環境基本計画があります。横須賀市環境基本計画は、横須賀市基本構想に示されるさまざまな施策の方向を「環境」の分野から支援する計画です（環境基本計画抜粋）。ごみ処理基本計画は横須賀市環境基本計画と密接に結びついており、廃棄物分野における個別の計画として位置付けられています。

◆一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他の計画との関係

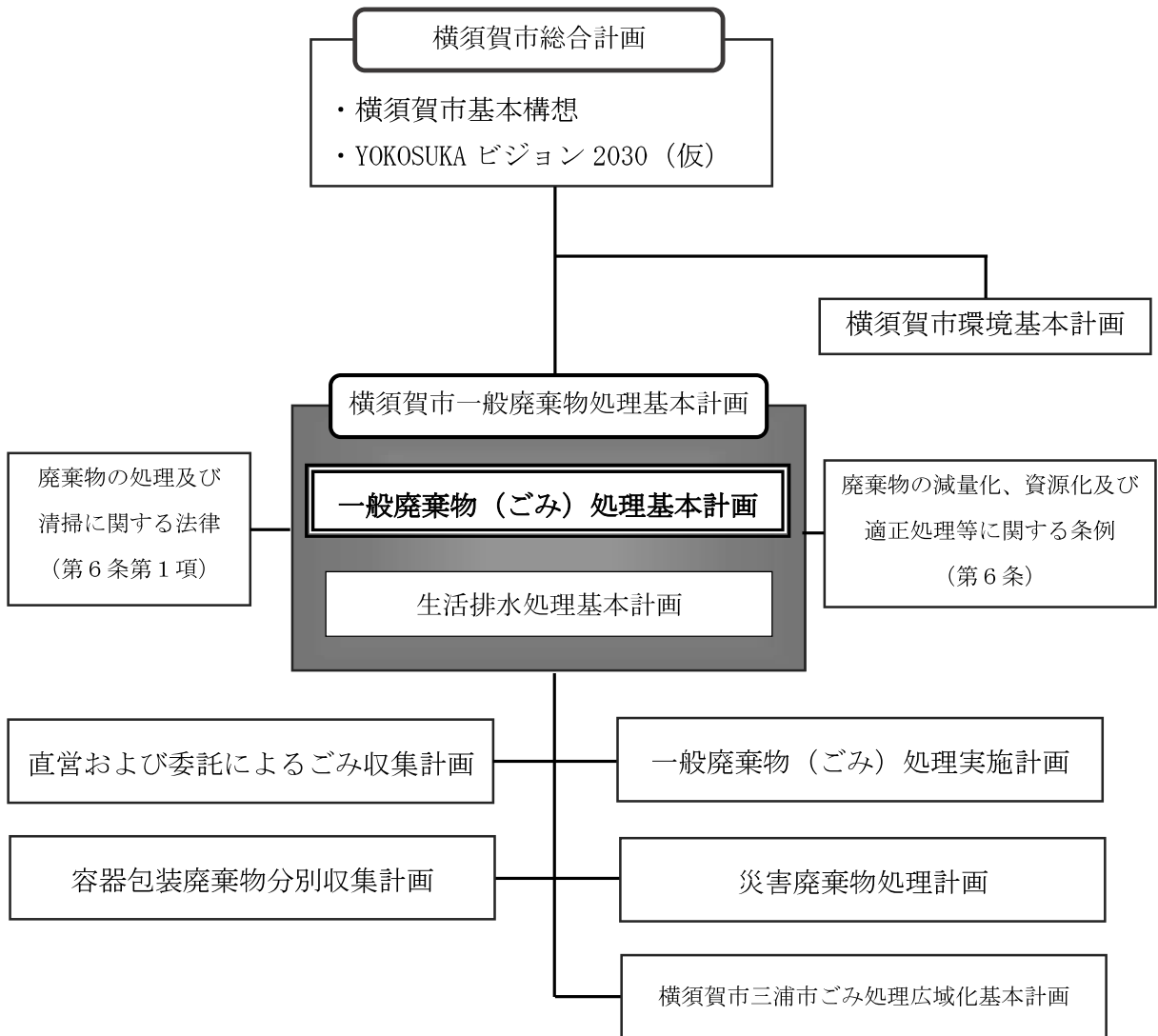


図 1 - 1 計画の位置付け

3 本市の概況（人口・世帯数）

（1）人口の見通し

① 将来推計人口 総数

下図は平成 27 年（2015 年）の国勢調査結果を基準とした将来推計人口の推移です。本市の人口は今後も減少傾向が続き、令和 12 年（2030 年）には約 35 万人になることが見込まれます。

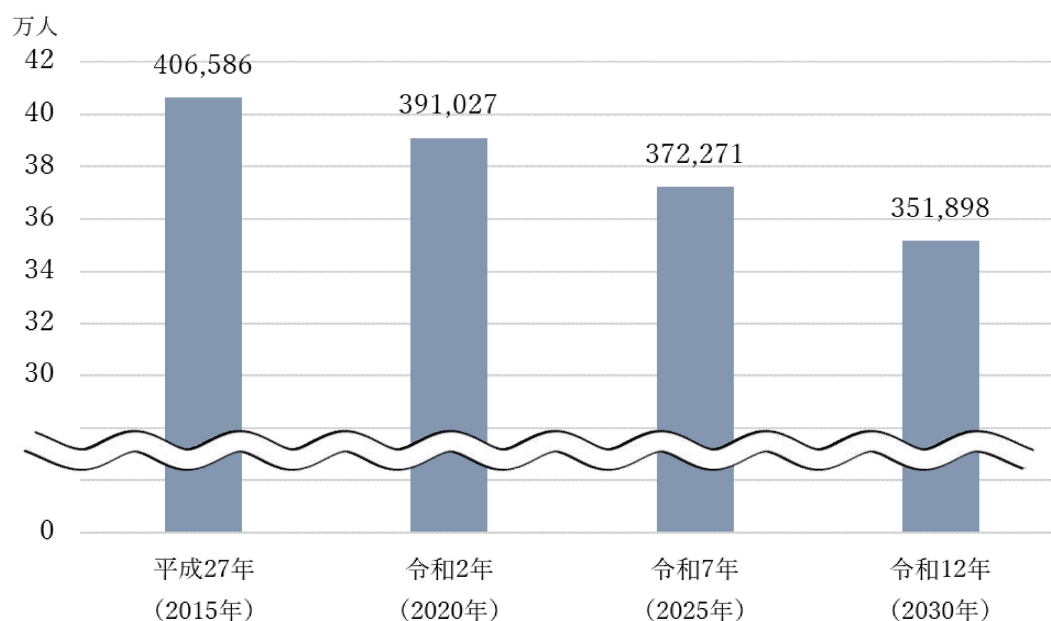


図 1 - 2 横須賀市の人口推移

② 将来推計人口 年齢 4 区分

将来の人口を 4 区分（年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65～74 歳、75 歳以上））でみると、年少人口、生産年齢人口の割合については減少が続くことが予測されるなか、老年人口のうち 75 歳以上の人口割合については増加することが見込まれます。

表 1 - 1 年齢階級別人口割合

		平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)
年少人口	0～14 歳	11.5%	10.6%	9.9%	9.6%
生産年齢人口	15～64 歳	58.8%	57.6%	57.5%	56.8%
老年人口	65～74 歳	15.8%	14.8%	12.3%	12.4%
	75 歳以上	13.9%	17.0%	20.3%	21.2%

(2) 世帯数の推移

平成7年から平成27年までの国勢調査に基づく一般世帯数および単身世帯数を下図に示します。単身世帯数の増加により、一般世帯数は増加傾向にあります。また、65歳以上の単身世帯が占める割合も増加しています。

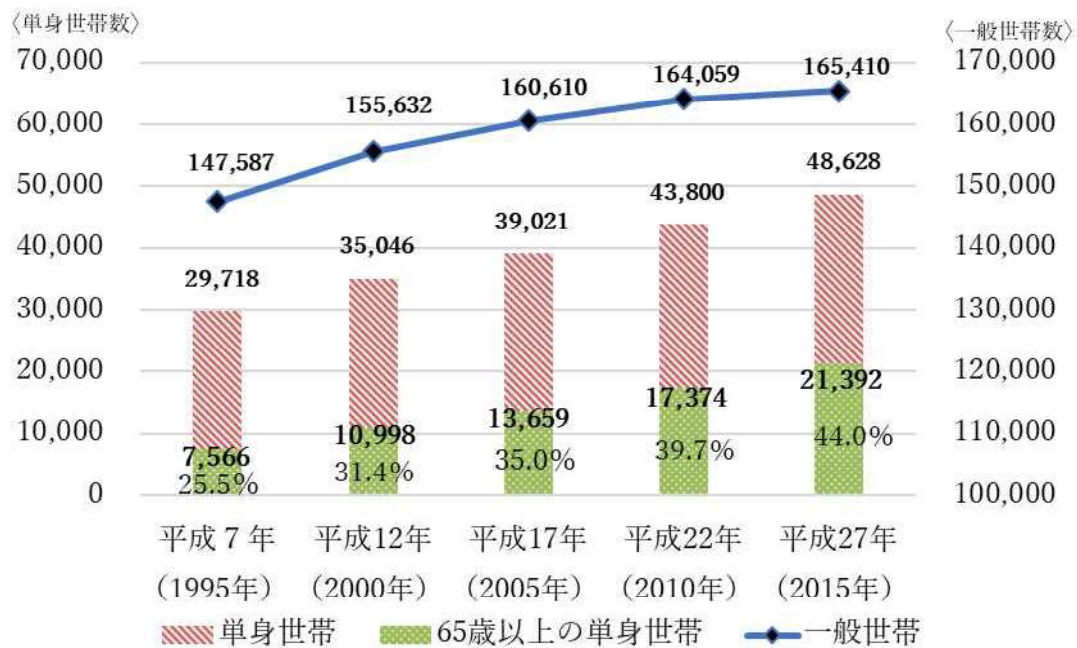


図1-3 一般世帯数と一般世帯における単身世帯数の推移

※グラフ中の%表示は単身世帯数に対する65歳以上の単身世帯の割合を示します。

第2章 本市のごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理実績

令和2年度の実績が確定しましたら、平成28年度から令和2年度までのデータを記載します。

(1) 種類別排出量の推移

本市のごみの排出量の推移を以下に示します。

経年変化を見ると、年々ごみの総排出量は減少していますが、令和元年度は微増に転じました。これは台風などによる災害ごみが増加したことが主な要因と捉えています。



図2-1 ごみ排出量の推移

表2-1 ごみ排出量の推移 (単位: トン)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
燃せるごみ	90,667	89,399	88,469	87,213	88,862
不燃ごみ	5,417	5,090	5,105	5,034	4,449
資源ごみ	14,945	14,462	14,390	14,270	14,053
缶・びん・ペットボトル	6,914	6,621	6,522	6,311	6,171
容器包装プラスチック	7,911	7,724	7,746	7,835	7,747
乾電池等	113	110	111	115	122
その他	7	7	11	9	13
粗大ごみ	3,064	2,900	2,986	3,140	3,829
集団資源回収	24,262	23,029	22,091	20,881	20,106
合計	138,355	134,880	133,041	130,538	131,299

(2) 資源化量・資源化率

本市における資源化量と資源化率*の推移を以下に示します。
資源化率は神奈川県平均、全国平均と比較しても高くなっています。

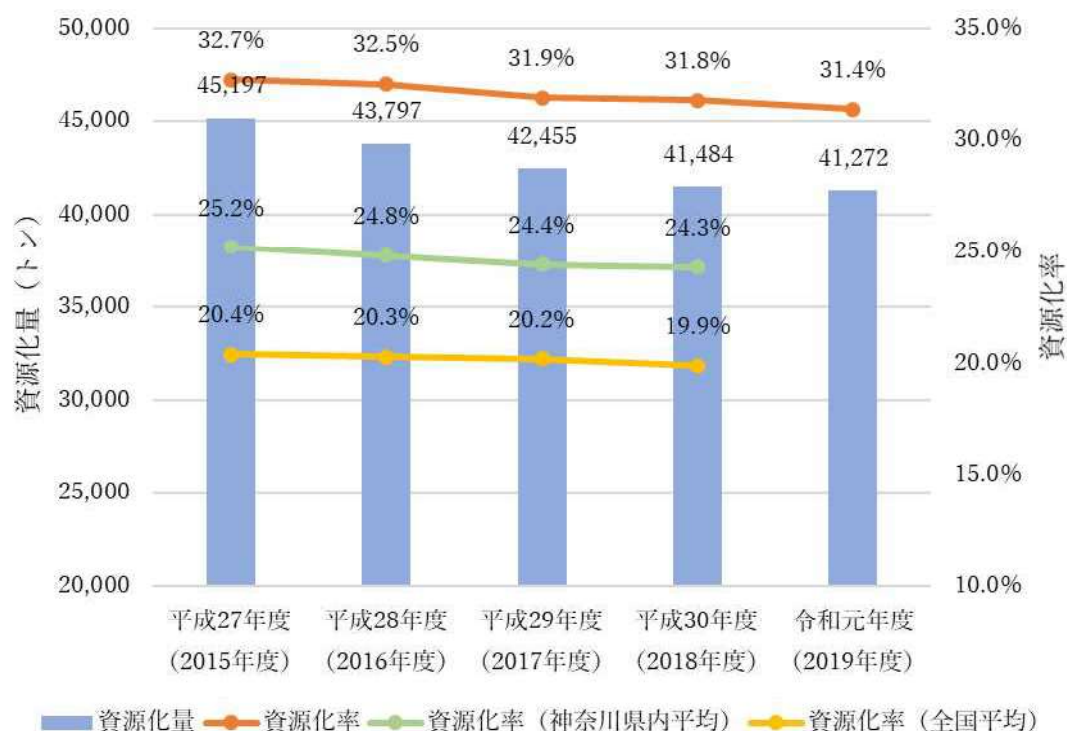


図 2-2 資源化量・資源化率の推移

表 2-2 資源化量の推移 (単位：トン)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
リサイクルプラザ	18,956	18,777	18,613	18,227	17,785
集団資源回収	19,339	17,702	16,855	15,834	15,127
焼却灰スラグ化ほか	6,375	6,854	6,549	6,945	7,517
粗大金属ほか	527	464	438	478	843
合 計	45,197	43,797	42,455	41,484	41,272

表 2-3 資源化率の推移

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
資源化率	32.7%	32.5%	31.9%	31.8%	31.4%
神奈川県内平均資源化率	25.2%	24.8%	24.4%	24.3%	—
全国平均資源化率	20.4%	20.3%	20.2%	19.9%	—

【用語解説】 * 資源化率：資源化量をごみ総排出量で割って算出した数値

(3) 1人1日排出量

本市におけるごみの1人1日あたり排出量（集団資源回収を含む）の実績を以下に示します。

経年変化をみると年々減少傾向にありましたが、令和元年度は増加に転じています。

神奈川県平均と全国平均と比較すると、全国平均を下回っているものの、県内平均を上回っている状況です。

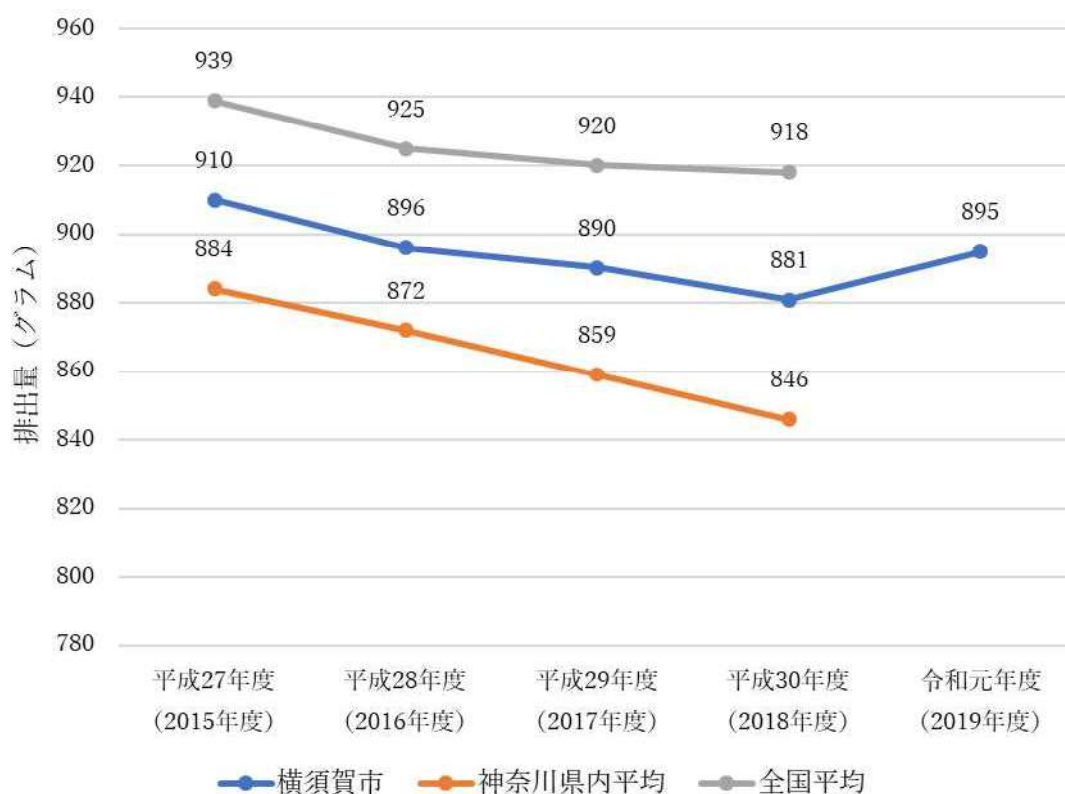


図 2-3 1人1日排出量の推移

表 2-4 1人1日排出量（集団資源回収を含む）の比較

(単位：グラム)

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
横須賀市	910	896	890	881	895
神奈川県内平均	884	872	859	846	—
全国平均	939	925	920	918	—

(4) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を示します。

令和元年度は増額になっていますが、これは主に東京電力福島第一、第二原子力発電所事故に伴う損害賠償金額が確定しておらず反映できていないためです。

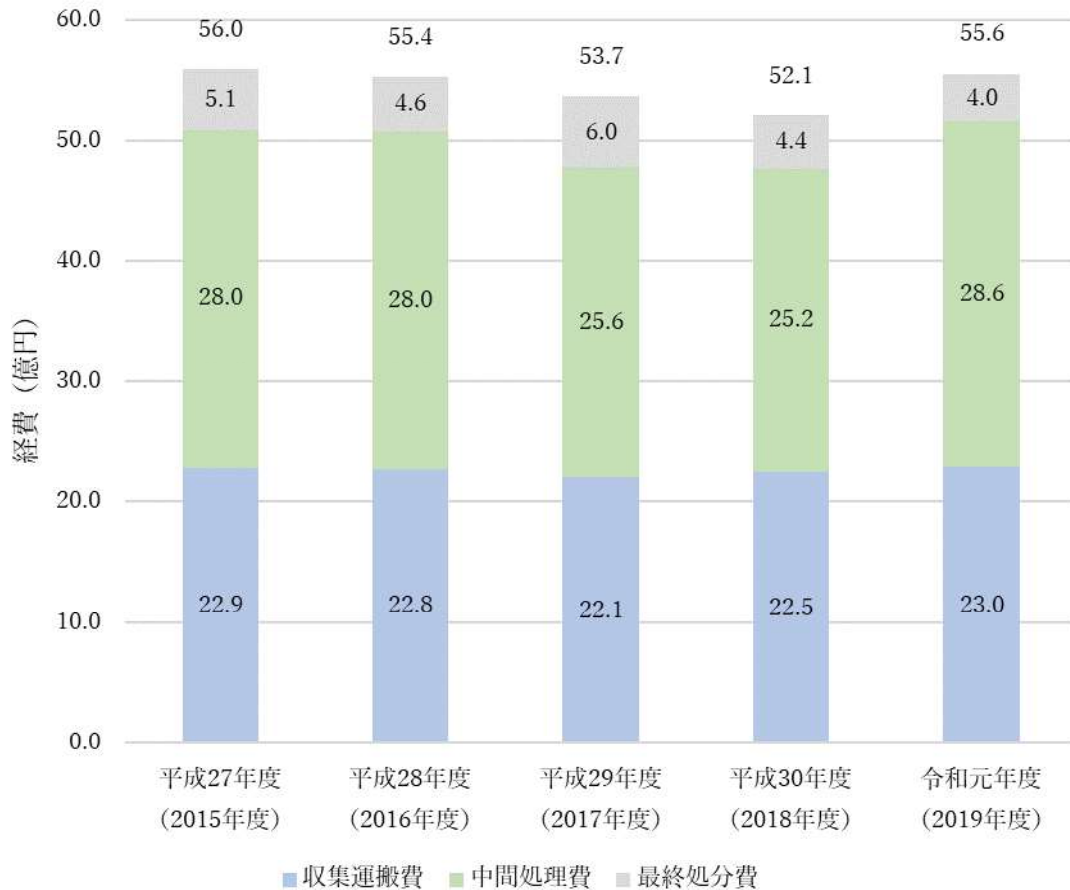


図 2 - 4 ごみ処理経費の推移

2 ごみ処理フロー

本市で処理しているごみの種類、それぞれのごみの搬入先や処理方法を以下に示します。

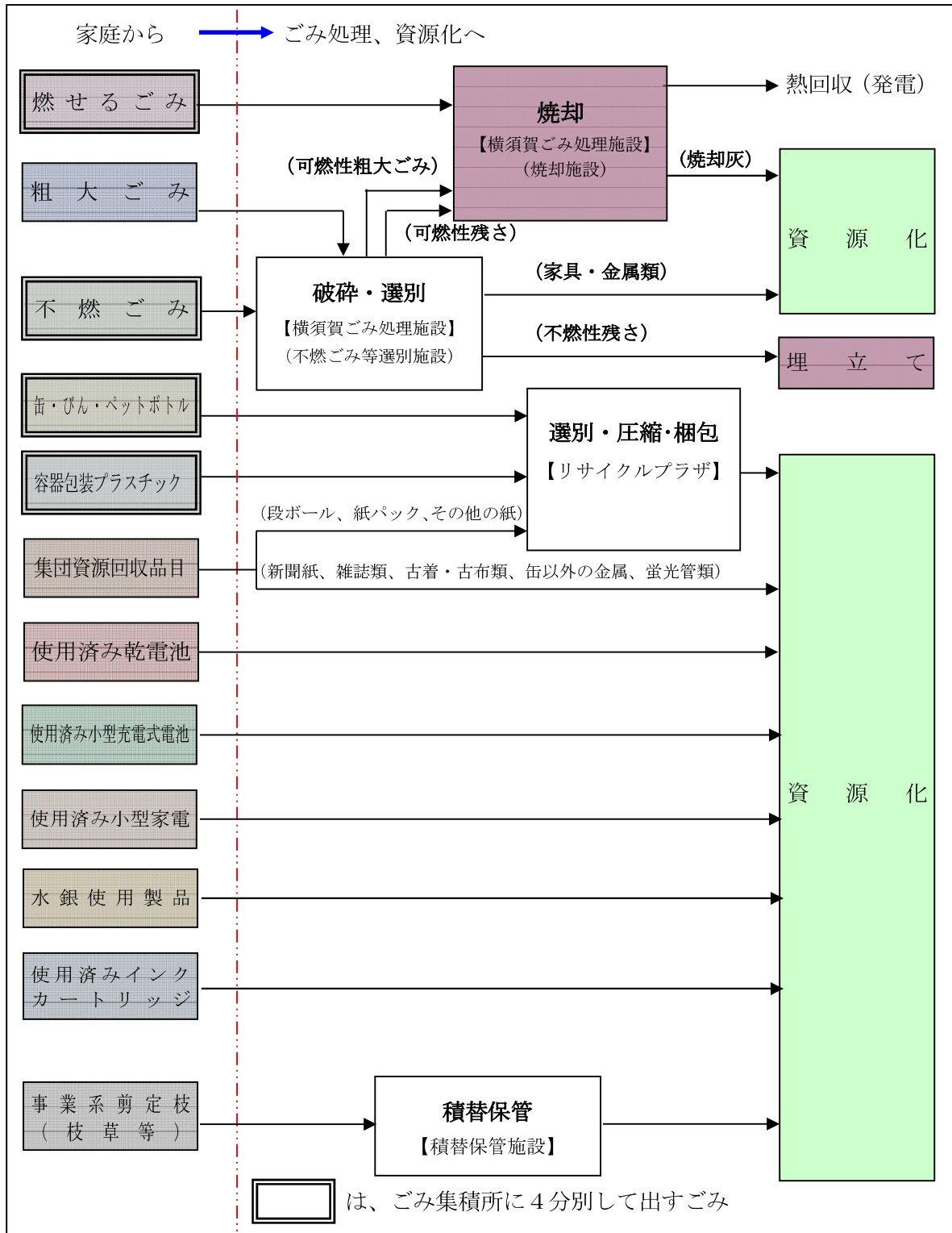


図2-5 ごみ処理フロー

3 広域化による処理

本市と三浦市は、協力してごみ処理に取り組む広域化を推進する目的で、平成21年3月に横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画を策定しました。

2市が共同してお互いの施設を利用することにより、環境負荷の低減、資源化の推進および効率的なごみ処理システムの構築を目指して、横須賀市に「横須賀ごみ処理施設」を三浦市に「最終処分場」を整備しました。

令和2年3月から燃せるごみ、不燃ごみおよび粗大ごみを横須賀ごみ処理施設へ運搬し処理しています。

燃せるごみの焼却後に発生した焼却灰や不燃ごみ・粗大ごみを選別して得られた金属類を資源化し、不燃性残さ*については三浦市の最終処分場へ搬出しています。



図2-6 地域図

【用語解説】 * 不燃性残さ：不燃ごみ、粗大ごみから資源物を選別した後に残るもの（主なものは資源物以外の金属や陶器類）

4 施設の概要

(1) 横須賀ごみ処理施設「エコミル」

① 焼却施設

燃せるごみ、不燃ごみ等選別施設からの可燃性粗大ごみ、可燃性残さなどを焼却処理し、サーマルリサイクル*を行っています。

焼却処理に伴って発生する熱を回収して発電を行い、焼却処理施設内で利用するとともに電力会社に売電しています。

所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号
しゅん工	令和2年2月
焼却能力	120 t × 3 炉 / 日 = 360 t / 日
発電能力	6,600 kW
炉数	3 炉
炉形式	ストーカ炉 / 全連続燃焼式

② 不燃ごみ等選別施設

不燃ごみと粗大ごみを処理対象とし、破碎選別処理を行っています。

選別された金属類は資源化します。可燃性残さは焼却施設で焼却し、不燃性残さは三浦市の最終処分場で埋め立て処分しています。

所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号
しゅん工	令和2年2月
処理能力	30 t / 5 h
処理方式	破碎選別



【用語解説】 * サーマルリサイクル：廃棄物の処理の際に発生する熱を、エネルギーとして回収して利用すること。本市では発電に利用しています。

(2) リサイクルプラザ「アイクル」

リサイクルプラザは、資源ごみを再資源化するための中間処理施設であり、容器包装リサイクル法（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）に基づく、缶類、びん類、プラスチック類および紙類の4種類10品目の全てに対応しています。

平成13年4月に稼動を開始してから20年が経過し、プラント設備の各機器に経年劣化が進んでいますが、設備点検や修繕等で対応し安定稼働を確保できるよう対策を講じています。

所在地	横須賀市浦郷町5丁目2931番地
しゅん工	平成13年3月
処理能力	220 t / 日（5時間）（容器包装廃棄物の選別・圧縮こん包）



(3) 積替保管施設

事業系剪定枝のうち、市内の民間資源化処理施設へ持ち込みできない草などを受け入れ、たい肥化等を行う資源化処理施設へ搬出しています。

所在地	横須賀市長坂5丁目3656番17ほか
しゅん工	平成27年2月
延床面積	972.81 m ²



(4) 最終処分場（三浦市）

広域処理施設として三浦市が整備した施設です。

不燃ごみ等選別施設からの不燃性残さを処理対象として埋立処分しています。

所在地	三浦市三崎町六合字堂ヶ島 1848 番 1
しゅん工	令和 2 年 2 月
埋立容量	48,900 m ³
処分場形式	屋根付き（クローズド型）処分場



図 2 - 7 横須賀市、三浦市施設配置図

5 前計画の評価

平成 29 年 3 月に改定した前計画では「ごみ処理広域化計画による施設整備の推進」「継続的な減量化・資源化啓発事業の実施」「植木剪定枝等新規資源化策の実施」の 3 つの重点施策を掲げ、令和 3 年度における排出量等を目標値として設定していました。

(1) 前計画における目標値の達成状況

目標年度である令和 3 年度のごみ処理実績数値は令和 4 年 6 月頃に確定します。

令和 3 年度のごみ処理実績が確定次第、別途達成状況の検証を行います。

表 2-5 前計画の評価

	平成 27 年度 (2015 年度) 【基準】	令和 3 年度 (2021 年度) 【目標値】	令和元年度 (2019 年度) 【実績】	目標値と実績の 比較
発生・排出量 (うち集団資源回収)	138,355 t (24,262 t)	123,000 t (23,000 t)	131,299 t (20,106 t)	8,299 t (△2,894 t)
焼却量	93,409 t	82,400 t	93,645 t	11,245 t
埋立量	5,352 t	1,700 t	4,254 t	2,554 t
資源化量	45,197 t	44,000 t	41,272 t	△2,728 t
資源化率	32.7%	36%	31.4%	△4.6%
1 人 1 日排出量 (集団資源回収除く)	750 g	695 g	758 g	63 g

(2) 重点施策の達成状況

① ごみ処理広域化計画による施設整備の推進

横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画及び横須賀ごみ処理施設整備実施計画に基づき、横須賀ごみ処理施設の建設を進め、令和 2 年 2 月 29 日から稼働を開始しました。

② 継続的な減量化・資源化啓発事業の実施

ごみ分別パンフレットや分別収集カレンダーの発行、広報紙を活用した啓発、児童生徒に対するごみ教室、学生を対象にした啓発活動、ごみトークの開催、アイクルフェアなどイベントの開催、クリーンよこすか市民の会などの市民協働による啓発活動を実施しました。

③ 植木剪定枝等新規資源化策の実施

令和元年 11 月から事業系剪定枝は市の焼却施設ではなく、市内の民間資

確定次第、令和 2 年度の数字を記載します。

源化処理施設へ持ち込み先を変更し、民間資源化処理施設へ持ち込みができない草等及び地域団体等の清掃活動等で分別された剪定枝は積替保管施設へ持ち込むこととしました。

積替保管施設に搬入された剪定枝（枝、草等）は令和2年4月から民間の資源化処理施設へ搬出し、たい肥化等による資源化を開始しています。

6 ごみ処理の課題

ごみの発生、排出から最終処分までの段階ごとに、次のような課題があります。

（1）発生・排出

本市では少子高齢化が進行し、人口減少により、ごみの発生・排出量も減少していくと考えられます。

ごみの分別は市民の方々にご協力いただき、資源化率も全国平均よりも高くなっていますが、一部排出ルールの不徹底やごみ集積所でのごみの散乱が見られます。

また、高齢者の方から分別やごみ集積所への排出が困難との声があります。

（2）収集・運搬

ごみ収集車両やごみ処理施設の火災を防止するため、スプレー缶やライター、卓上コンロのガスボンベ、リチウムイオン電池などは適正に排出されるよう周知、啓発を図っていますが、いまだ混入が見られます。

また、高齢者等に対する収集支援の拡充について検討する必要があります。

（3）処理・処分

再資源化施設のリサイクルプラザでは2重袋による排出や汚れの落ち切れていない容器包装プラスチック、異物の混入がリサイクルシステムに大きな影響を与えており、引き取り先による品質評価も厳しい状況にあります。施設の長寿命化も含め、分別の変更等を検討し品質を向上させていくことが必要です。

令和2年3月から稼働を始めた横須賀ごみ処理施設が円滑に運営されているか、また積替保管施設、資源循環久里浜事務所などについては将来的な運用を見据え、適切に管理、運用されているか確認していく必要があります。